

第二部 明治後期

第八章 地方自治制度の確立とむらの構造

第一節 町村制の施行

町村制の実施

明治二十一年（一八八八）四月には、政府によって「市制・町村制」が、ついで明治二十三年（一八九〇）五月には、「郡制・府県制」が制定公布された。これによってわが国の地方自治制度が確立したとされている。

この市制・町村制によって、市町村ははじめて明確に法律上の権利主体として、法人として成文化された。市町村会は市町村の意思を代表する議決機関として、市町村の歳入歳出予算をきめ、市町村条例を制定する権限を与えられ、市町村長は市町村の執行機関として決議を執行するという近代的な地方行政制度が導入されたのである。

この町村制の施行にあたって、重要な課題は町村合併の推進であった。江戸時代から引継がれた農村共同体は、いわゆる自然村というべきもので、一般にその規模は小さく、戸数も一〇〇戸未満のものであったか

ら、独立の自治体としての資力を欠き、適正規模に達するまで合併して自治行政能力を高め、中央政府による国家行政の遂行に堪えうるものにするのが要求されたのである。

気多郡内における町村合併は明治九年までに次の合併が行われた。

岩中村（岩中村・地下村）

鶴岡村（伊福村、多田谷村）

国保村（国分寺村、石立村）……………（明治二十七年七月一日、国分寺と改称）

椒 村（床瀬村、中村、下村、銅山村）

篠垣村（篠垣東組、篠垣西組）

栗山村（栗山東組、栗山西組）

上郷村（上郷東組、上郷西組）

明治二十二年（一八八九）四月一日から実施された町村制においては、一町村七〇〇戸が標準戸数として合併が推進されたのであるが、気多郡においては、このとき次の如き新しい村が誕生した。村名の由来と共に示そう。

中筋村（中郷村、引野村、土淵村、加陽村、清冷寺村、伏村、八社宮村、七カ村合併） この地区は条里制時代の中央の筋にあたっていたので中筋村と命名した。

国府村（松岡村、土居村、上郷村、府市場村、府中新村、堀村、野々庄村、池上村、東芝村、西芝村、上石村、上佐野村、竹貫村、一三カ村合併） この地区には古代但馬国府の所在地があったので国府村と名づ



写真83 日高村役場 (赤木誠一提供)

けた。

八代村 (藤井村、奈佐路村、谷村、中村、猪爪村、八代村、小河江村、河江村、大岡寺村、九カ村合併) この地区は古代から八代庄と称した地区であるのでその名をとった。

日高村 (久田谷村、道場村、夏栗村、久斗村、岩中村、宵田村、江原村、日置村、鶴岡村、祢布村、国保村、水上村、山本村、一三カ村合併) 古代よりの日置郷、高田郷の両頭文字をとって日高と名づけた。

三方村 (羽尻村、殿村、田ノ口村、広井村、猪子垣村、芝村、庄境村、野村、三所村、荒川村、伊府村、篠垣村、佐田村、知見村、森山村、栗山村、観音寺村、海老原村、一八カ村合併) 古代よりの三方郷という郷名によった。

西気村 (稲葉村、水口村、万劫村、東河内村、山田村、栗栖野村、万場村、名色村、栃本村、石井村、十戸村、頃垣村、山ノ宮村、太田村、一四カ村合併) 気多郡の西部にあたり、西の気ノ西の下 (にしのげ) と呼ばれていたの
でこれを村名に採用した。

三椒村 (椒村、三原村、段村、三カ村合併) 三原村の

場は宿南におかれた。



写真84 三方村役場 (小林靖典提供)

頭文字と椒村が組合せられた。

村役場の所在地は、それぞれ次の場所におかれ、新発足の村政の中心をなすこととなったのである。

中筋村——加陽

国府村——府中新

日高村——江原

三方村——栗山

西気村——栗栖野

八代村——八代

三椒村——椒(中村)

なお、養父郡の中の浅倉村、赤崎村は、宿南村、三谷村、青山村と五カ村で合併して新たに宿南村を発足させた。新しい宿南村の村役

第一回の日高村会と三方村会

国税二円以上を納税する男子に限って与えられたが、公民権を有する者はさらに町村税の納税額によって一

明治二十二年(一八八九)四月には、それぞれの町村において初代の町村
会議員が選挙された。公民権は、満二五歳以上の戸主で、地租または直接

級と二級に区分された。町村税納税額の多い者から順次その納付額を合計し、その額が町村税総額の二分の一に達するところで打切つて、その範囲内にはいる高額納税者を一級とし、それ以下の者を二級とした。そして議員の半数ずつを各等級別に選挙するという等級選挙制が採用された。

このような等級選挙制の採用の目的については、政府は「被選挙権ノ資格ヲ広クシ」「細民不満ノ念ヲ絶タンコトヲ期シ」といものが本音の狙いであつて、それはみごとに達成されている。

明治二十二年三月現在で調製された気多郡江原村外一ニカ村戸長役場管内の選挙人名簿が残っているが、この名簿には、直接町村税の納税金額の順に、一級選挙人六六名、二級選挙人五一四名が記載されている。納税額が三円一〇銭六厘が一級選挙人の最低の者で、三円四銭以下が二級選挙人に格付けされている。参考までに右の名簿から集計した村別の有権者分布表をかかげよう。(表23、24)

表23 明治二十二年、日高村、有権者分布表

納税金額別階層構成

村名	一級選挙人			二級選挙人			計
	一〇円以上	五円以上	三円一〇銭六厘以上	二円以上	一円以上	一円未満	
鶴岡	四	四	五	三	一	三	六七
山本			二	一	五	一	三二
水保		一	二	五	七	二	一六
国保			二		九	二	四四

第八章 地方自治制度の確立とむらの構造

表24 直接町村税一〇円以上納税選挙人名簿
明治二十二年四月現在、日高村

順位	納税金額	村名	氏名
七	七一・八一・三	鶴岡	河本濱二
六	四七・三二・七	鶴岡	藤本右衛門
五	三二・二三・七	布原	長谷川丈右衛門
四	三〇・二七・八	江原	田谷太衛門
三	二九・四八・五	鶴岡	戸田黙三郎
二	一九・六八・四	斗中	森田利兵衛
一	一七・五八・三	久斗	成田兵衛

計	日江宵岩久道久夏祐 田 置原田中斗場谷栗布
六六	一〇 一一三 一一
	二〇 一一一 三 三六
三六	二一一四一三五七
五一四	五七 五五一四〇五七五三
	一七六 二〇五六一七三八五〇
二八一	二二一四一八九〇
五八〇	四四四二七二四五六 九八六一九七〇〇一

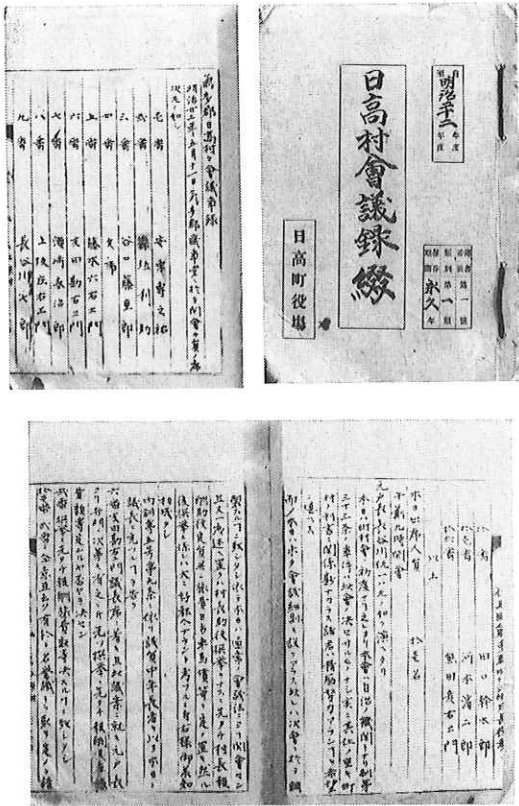


写真85 日高村第1回村会議事録

日高村にあっては、村会議員の定員は一二名であって、安東専之助、森垣利助、谷口藤重郎、長谷川丈右衛門、藤本六右衛門、友田勘右衛門、瀬崎春治郎、上坂庄右衛門、長谷川七郎、田口幹太郎、河本浜二郎、熊田彦右衛門が当選して

いる。その第一回の日高村会は五月十一日に気多郡議事堂において開かれた。詳細な議事録がのこされているが、以下に記念すべき村会の経過の概要を紹介しておく。

開会は午前九時。元江原村外一ニカ村戸長役場の戸長であった長谷川佐一が挨拶し、「本日は初の村会に

一〇九八	一六・二七・四	久	斗	安	東
	一二・四六・六	久	岡	小	林
	一〇・〇四・四	久	斗	成	田
					儀
					平
					助
					助

して、其の任重く、諸君は精励努力あらんことを希望す」とのべ、まず議員中の年長者の友田勘右衛門が議長席につき、村長助役の選挙に先立ち、村長報酬、助役定員、旅費日当車馬賃等を審議した。活潑な論議の結果、正午一旦休憩、午后一時再開して採決に入り、村長は無給の名譽職でゆくことに決定、助役の定員は二名とし、一名は無給、一名は有給とすること、旅費日当車馬賃の額などを議決し、次いで静修小学校と東柳小学校の合併の件につき促進方意見書を監督官庁に提出することをきめ、引続き初代の村長、助役の選挙に移った。

投票の結果、藤本六右衛門五票、森垣利助・河本濱二郎各三票でいずれも過半数に至らず、三名共つぎき辞退の意向を表明して議事進行が難航したが、議長の裁量により、まず森垣利助と河本濱二郎の二名につき抽せんで河本濱二郎にきめ、これと藤本六右衛門の決選投票で藤本六右衛門が当選したところ、再三辞退がくり返され、議長は結局この固辞をおしきって助役の選挙を強行した結果、田口幹太郎が最高点で当選したが、ここでも辞退の意向が強く表明された。議長は「御迷惑はお察しするが、是非お受けいただきたい。もはや五時になった。村長も、これ以上固辞されても聞きいれるわけにはゆかない。これにて閉会する。」と宣言して記念すべき第一回村会を終えた。時に午後五時二〇分。

村長や助役の選にあがった人々の辞退の理由は、「町村制実施の創業に際し、非才の身で就職すれば、村民に不幸をもたらし申し訳ない。」「他にも公職あり、到底職責を果せない。」「家業にも差支を生ずるので無理である。」などというものであった。現今の激烈な自せん他せん立候補の選挙運動の状況と比較すれば、まことに隔世の感がある。

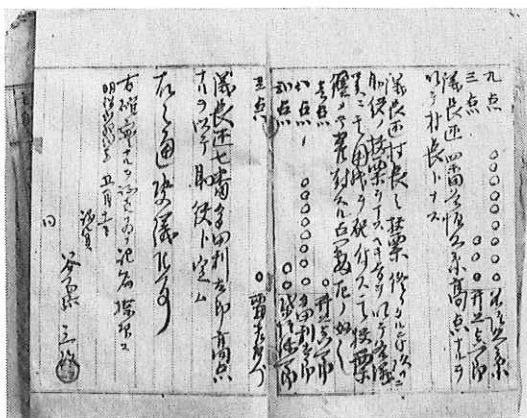
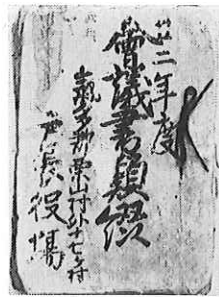


写真86 三方村第1回村会議事録

三方村会にあって、初代村会議員は同年四月に選挙された。その定員は一二名で、井上真一郎、柴垣弥一郎、国谷権重郎、谷垣久兵衛、谷垣権重郎、和田要助、多田利太郎、北村松三郎、西田彦左衛門、村尾弥太郎、河本謙治郎、谷岡弥三治が当選している。

第一回の三方村会は、五月十一日、午后二時から開かれ、西田彦左衛門が議長となり、初代村長には決選投票の結果谷垣久兵衛を、初代助役には多田利太郎を、それぞれ選出決定して散会している。

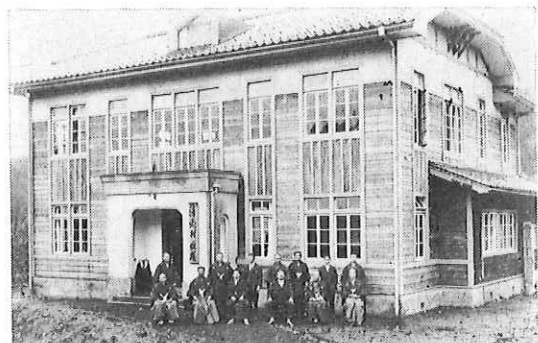


写真87 清滝村役場(大田垣彦弥提供)

このようにして、各村々において、新しい時代の地方自治が逐次スタートしていったのである。

清滝村の新設

明治二十七年(一八九四)十二月十五日、兵庫県告示第二五二号は、兵庫県知事周布公平の名をもって、「町村制第四条ニ依り、内務大臣ノ許可ヲ得テ、気多郡西気村ノ内、大字、

十戸・頃垣・石井・山宮・栃本・太田・名色ヲ分割シ、清滝村きよたきヲ設置スルことを決定した。

町村制施行により発足した西気村は、東端の十戸から西端の稲葉までの巨離が九キロメートルに及び、それを通ずる道路の半ば以上は坂路であつて、冬季の積雪量も多く、交通が杜絶することも度々であつた。わけでも村役場や郵便局の位置が栗栖野にあつて村の西に偏していたことは、村の東部に位置する十戸、頃垣、石井、山宮、栃本の五部落の住民にとって常に困難と不便を感じさせており、その一部には、地勢、距離、積雪を考慮して、三方村への合併を希望する動きもある状態であつた。これを解決するため、よりより協議を重ねた結果、前記五部落においては遂に西気村より分立して新たに一村を設けることに意見が一致をみるに至つたのである。しかしながら、太田、名色の兩部落は、中央部に位置しているため、去就両論が対立して難航し、容易に態度が決しなかつた。

この時期において、西気村には、囊智小学校と共存小学校の両尋常小学校が設立されていたが、太田・名色の両部落は前記五部落と共に、栃本にある囊智小学校の同一校区部落を構成していた。この同じ校区であることと、積雪時の困難が考慮された結果、太田・名色の両部落も遂に分村に決し、ここに囊智小学校校区七部落により清滝村が新設されることになったのである。

西気村としても、宿命的とも思われるこの分村について、強い異議はなかった。分村した清滝村の村役場は、大字「山の宮」の上垣に置かれた。「清滝」という村名の由来は、この地区には西に八反滝はつたのたき、東に十戸滝があり、その間にも、二段滝、テリガシ滝、文六滝、タタミ滝、ネエ滝、など多くの滝があつて、常に清流が溶岩の河床を洗っているのに因んで名付けられたものである。

第二節 府県制郡制の実施

府県制郡制の成立

大日本帝国憲法制定により、わが国は一応近代的国家体制をとり、天皇主権を基本原則として中央の国家統治機関を整備したのであるが、これと並んで地方自治団体の法制化が明治二十三年（一八九〇）五月に、府県制・郡制の制定により推進されていった。

府県制の制定によって、知事は官選制、府県会議員はその府県内の市会・市参事会および郡会・郡参事会が選挙するという複選制をとった。このとき制定された郡制は、郡を自治体の機関として認めると共に、郡会を設け、郡には郡内各町村に対する監督指導の任務を与えた。郡会議員は、各町村議会の選出する議員と

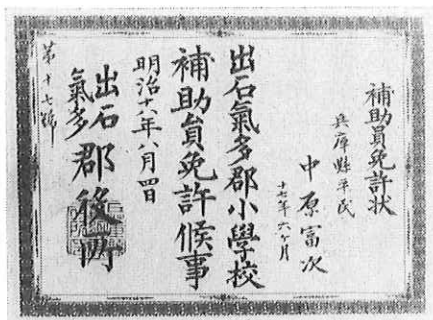


写真88 出石気多郡役所発行辞令(明治18年)

大地主の互選する議員とから構成されたが、郡会の権限としては、条例の制定権は削られており、決議事項も制限的で、官治的性格が強く、自治権は制限的であった。

郡会議員の選挙方法は、各町村会において選挙する各町村一名の議員(定数の三分の二)と、郡内において町村税の賦課を受ける所有地で地価総計一万円以上を有する地主の互選による議員(定数の三分の一)によるとされたが、人口が少ない町村は二カ町村が連合して郡会議員を選出する場合も認められた。

そもそも、明治十一年(一八七八)七月二十二日制定の郡区町村編成法により、兵庫県に直属する行政機関として、出石気多郡役所が設置されておられ、官選の郡長が任命され、郡内町村の連合会を開催し、土木、教育、勸業等の協議指導にあたっていたが、郡制の実施にあたっては、順序としてまず郡の整理統合を行うことがきめられた。しかしこの郡の廃置分合法案が第一回、第二回の帝国議会で成立せざにのびのびとなったため、郡制の実施は次第にひきばされてしまった。

気多郡の廃止

出石郡では気多郡とは人情、風俗、習慣いずれも異なるとして、郡役所の独立を希望し、明治二十五年ごろから兵庫県へ請願運動を展開した。兵庫県では明治二十六年(一八

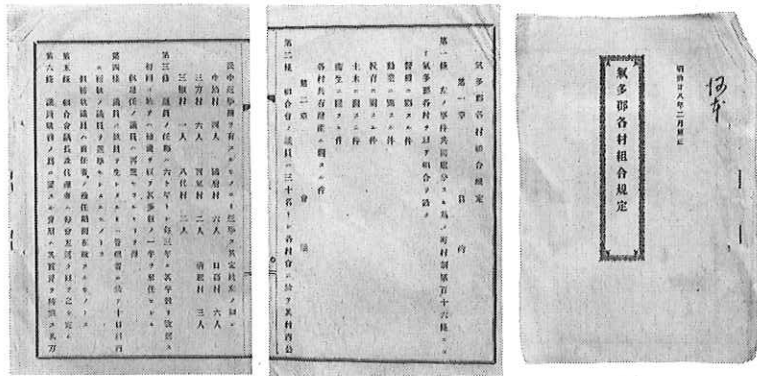


写真89 気多郡各村組合規定（明治28年）（河本重成文書）

九三〇 九月、郡役所管轄区域の変更を行い、城崎美含気多郡役所にまとめると共に、出石気多郡役所はこれを廃止して出石郡役所を独立させることにきめた。

表25 歴代城崎郡長一覽

在任期間	氏名
明治二一・一〇一八・一〇	久保田周輔
一八・一〇〇二・三・五	小西 甚平
二三・五〇二四・八	藤井 雅太
二四・八〇二六・九	上石 保直
二六・九〇二九・一	赤堀 威
二九・一〇三一・一〇	原田千之助
三一・一〇三二・一二	上石 保直
三三・一〇三三・三	児玉 利実
三三・一〇三四・一	内海 忠壽
四二・一〇四五・二・五	小林 正義
大正二・一〇五五・六・二	永木誠太郎
六・一〇五七・八・七	海江田権蔵
八・一〇五九・一〇・一	中林忠太郎
一二・一〇六一・一〇・七	磯野鶴太郎
一四・一〇六三・一〇・六	神戸元次郎

いよいよ兵庫県で郡制が実施をみるに至るのは、明治二十九年（一八九六）七月一日からである。このとき但馬では城崎・美含・気多の三郡が城崎郡に合併し、七美・二方の二郡が美方郡に合併し、古来の但馬八郡は城崎・出石・美方・養父・朝来の但

馬五郡として発足した。気多郡の名称は、このときから行政制度上より消えていった。

そして同年十月一日から、兵庫県における府県制も実施されるに至った。このときから県会議員の選挙方法も大きく変更され、市町村公民の中で一年以上直接国税一〇円以上を納める二五歳以上の男子の中から、市部にあつては市会議員・市参事会員が、郡部にあつては郡会議員・郡参事会員が選挙することという、選挙権が極端に制限された複選制（間接選挙制）が採用されたのである。

明治三十二年（一八九九）、郡制が改正され、郡会議員の大地主選出制は廃止され、全部が各町村選出議員となった。城崎郡の郡会議員の定数は二八名で、人口が少数の清滝村と八代村、西気村と椒村は、それぞれ二カ村が合同して一名を選出した。

第三節 立憲政治の進展

第一回総選挙の実施

明治二十二年（一八八九）に大日本帝国憲法が發布され、翌二十三年（一八九〇）七月一日に第一回衆議院議員総選挙が行われた。天皇主権、大政翼賛の新しい立憲制度は、極めて厳重な制限選挙制度をもってスタートした。

選挙人資格（選挙権）については、①帝国臣民たる年齢満二五歳以上の男子、②一年以上当該府県内に本籍を定め居住したること、③一年以上（所得税は三年以上）当該府県内で直接国税一五円以上を納めること、被選挙人資格（被選挙権）については、①帝国臣民たる年齢三〇歳以上の男子、②一年以上（所得税は

三年以上）当該府県内で直接国税一五円以上を納めること、が要求された。

選挙区については、小選挙区制をとり、一人一区を原則とし、人口約一三万人について議員一人の割合で、数郡区を集合して一選挙区を作り、もしこれが不可能の場合は、さらに数郡区を集合して、その二倍に該当する人口の、一区定員二名の選挙区をつくって、その例外を認めた。その結果、但馬八郡の区域は、兵庫第九区、定員二名、と定められた。一区二人の場合は投票の方法は二名連記投票によるものとされ、公開投票制を採用した。単記無記名投票が全面的に採用されるに至るのは、明治三十三年（一九〇〇）の第七回総選挙以降のことである。

表26 但馬八郡兵庫県会議員政党分野一覧表

(明治23年)

郡名	改進黨	自由党	不詳	合計
城崎	〇	二	〇	二
美含	〇	一	一	二
出石	一	一	〇	二
氣多	二	〇	〇	二
養父	一	〇	〇	二
朝来	二	〇	〇	二
七美	〇	一	〇	二
二方	一	一	〇	二
(合計)	七	七	二	一六

第一回総選挙の際の全但馬人口は二万二七三九名、有権者総数は一五七九名で、有権者数の総人口に対する割合は僅か〇・七％にすぎなかった。総選挙の結果、青木匡（出石）と佐藤文兵衛（養父郡糸井村）の二名が当選したが、二名共改進黨に属していた。このとき兵庫県会議員の但馬における党派勢力分野は、改進黨七名、自由党七名、不詳二名で、改進黨、自由党は勢力伯仲の形勢であったが、衆議院議員の選挙結果は自由党の惨敗に終わったわけである。

この当時の但馬八郡全体の兵庫県会議員の政党分野一覧表（表26）をみると、氣多郡の定員二名の県会議員は、森垣利助、

河本濱二郎の兩名であるが、いずれも改進黨に属していた。県会分野においては、城崎郡・美含郡・七美郡において自由党が強く、気多郡・朝来郡は改進黨が占め、出石郡・養父郡・二方郡は両立していた。北但は自由党、南但は改進黨の勢力分野といってもよいかもしれない。

明治二十年ごろから明治二十七年まで城崎郡選出の兵庫県会議員であった青田朝太郎は但馬自由党の首領であったが、明治二十年の大同団結運動に但馬にあつて呼応し、植木枝盛と意思を通じていた。大同団結運動が分裂し、やがて愛国公党結成の動きが起り、明治二十二年末にこれが実現したとき、七美郡選出の兵庫県会議員であつた岡精逸がこれに参加している。しかし明治十年代に活躍した但馬自由党にみられた民衆運動は、しだいに退潮していったとされている。（「兵庫県百年史」）

第二回総選挙の状況

養父郡浅倉出身の兵庫県会議員田尻東一郎（明治二十年頃より明治二十五年まで在職）の書き残した日記の中に、興味深い選挙の記事がある。以下に紹介しておく。

「（明治二十五年三月二十三日の記事）

衆議院議員選挙ニ付、我第九区モ、自由、改進黨、実業家、等ノ候補者、非常ニ競争、運動ナシ、佐藤文兵衛、青木匡、両氏ハ各二千円ヅツ、岡、青田ノ両氏ハ一千五百円宛、桜井、原、両氏各二千円ヅツ、佐川氏ノ如キハ二千五百円ヲ費シタリ、其結果ハ左ノ通

○ 岡精逸氏

六百三十五点



写真91 田尻東一郎

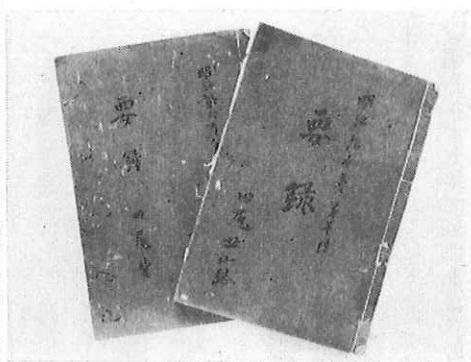


写真90 田尻東一郎要録（日記）（田尻一雄文書）

○ 佐藤文兵衛氏 四百九十三点

青木匡氏 四百八十九点

原六郎氏 三百六十二点

桜井勉氏 三百四十四点

青田朝太郎氏 三百十五点

佐川義右衛門氏 二百九十点

合計 二千九百二十八点

右ニ付、岡、佐藤、当选セリ。」

これは明治二十五年（一八九二）二月十五日に施行された第二回衆議院議員総選挙の、兵庫県第九区（但馬八郡）に関する記録である。この結果は七美郡の自由党員の岡精逸が当選し、改進黨の佐藤文兵衛と議席を分けた。但馬自由党の首領青田朝太郎（城崎郡湯島村）は振わず、桜井勉はまだ自由党に入党していない。二名連記投票で二九二八票が投票されたということは一四六四人が投票したことを示し、この時の有権者総数は一五二〇人であったから、投票率は九六・三％に当り、非常に高率である。

選挙運動に使った金額が、候補者ごとにすっぱぬかれているの

は、選挙情報でそのような金額が使われたことが相当の正確度でつつぬけになっていたものである。

第三回総選挙の形勢

〔明治二十七年、月日不詳、の記事〕

三月一日、衆議院議員選アリ。改進黨ヨリハ佐藤文兵衛氏、自由派ヨリハ岡精逸氏、青田朝太郎氏、候補者タリ。然ルニ自由派ノ指令トシテ、俄ニ桜井勉氏自由党ニ入、自ラ候補者トシテ競争ス。四候補者中、尤非常ノ競争結果ハ

○ 八百二十六点 佐藤文兵衛（養父郡出身、改進黨）

○ 七百五十六点 岡精逸（七美郡出身、自由党）

六百五十六点 桜井勉

四百九十三点 青田朝太郎

其他、原六郎、富田仙助、田中浅太郎、等、二、三十票アリタルナリ。

〔田尻東一郎日記〕

このときの総選挙は第三回であつて、全但の有権者総数は一五四八名であつたから、二名連記で投票率一〇〇%として三〇九六票が見込まれる。非常な激戦で、この三千票の票を争奪し合つたことがうかがわれる。そして佐藤文兵衛、岡精逸の両者が当選したことには、次に示すこの直前の県会議員の結果と同じ傾向が示されているといふことができる。

〔明治二十七年二月二十日、の記事〕

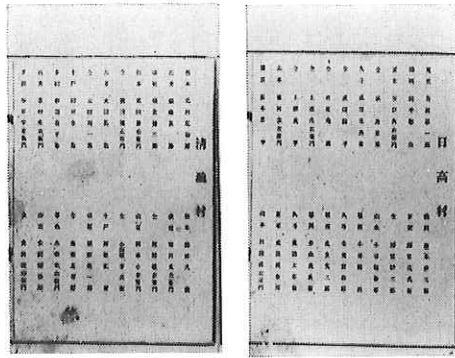


写真92 明治31年有権者名簿(部分)(岡藤政子蔵)

兵庫県々会議員半数改選ニ付、各郡トモ大ニ夫々競争ス。養父郡改選ナシ。気多郡ノ如キハ、谷岡弥三治氏ハ自由派ヨリ、井上真一郎氏ハ改進黨ヨリ、候補者トシテ競争ノ費用、井上氏ハ一千七〇八百円費ス。谷岡氏ハ一千二〇三百円ヲ費ス。城崎郡田中浅太郎氏ハ改進黨ヨリ、片岡平八郎氏ハ自由派ヨリ、互ニ競争シ、片岡氏ハ二千円、田中氏ハ一千二百円余ヲ費ス。

井上氏(改進黨、気多郡)、片岡氏(自由派、城崎郡)勝利セリ。」

〔田尻東一郎日記〕

この選挙は日清戦役前夜の時期における選挙戦であったが、県会レベルの選挙においても、改進黨系、自由系の党派系列化が相当進んでおり、選挙運動費用も衆議院議員総選挙の際に使われる金額に劣らぬ多額の金が動いていることが知られる。わが国の立憲民主政治は、このようにして次第に地方にも根をおろして行った。

明治三十一年度有権者名簿

ここに明治三十一年(一八九八)二月現在の、わが町の全域における衆議院議員選挙の有権者名簿が残っている。それは直接国税一五円以上の納税者であるが、その人数は、国府村(五六) 日高村(五五) 三方村(四四) 清滝村(二三) 西気村(二二) 八代村(二四) 六カ村の合計

がわずかに二五人にすぎない。貴重な価値を有しているので全氏名をのせておく。(旧宿南村、浅倉・赤崎分を除く)。(表27)。尚、全但各町村別の有権者数は表28のとおりであつた。

表27 衆議院議員選挙有権者名簿(明治31年2月)

直接国税15円以上

<p>国府村(五六名)</p> <p>松岡 竹中長松、北見与右衛門</p> <p>土居 西村仙三郎、西村藤吉、土井磯平、西村良治、木村惣治郎</p> <p>上郷 植村定平、植村賢二郎、植村与三左衛門、正木惣平、松原辨吉、小山与四郎、赤木理右衛門、赤木理、赤木敏太郎、古橋幸之助、小山秀吉、赤木八左衛門</p> <p>府市場 国眼幾太郎、宮下定平、菅村八百蔵、三木源吉</p> <p>府中新 長沢実二郎、長沢政太郎、長沢一道、葛原松平</p> <p>堀 安田与七郎</p> <p>野々庄 上野与之輔、上田藤吉、西村茂八郎、上田慶三郎</p> <p>池上 中嶋長治、上倉平八郎、上倉定助、間狩宇太郎、小林五左衛門</p> <p>西芝 林九郎左衛門、林吉太郎、藤原増平</p> <p>上石 大植鹿二郎、上坂国蔵、植坂六郎治、植坂豊之助、植坂小三郎、上坂節一、上坂浅平</p>	<p>竹貫 郷生甚太郎、山田元周、間狩新蔵</p> <p>上佐野 蕪木六右衛門、保田藤右衛門、西毛五郎右衛門、三木堅三郎、岸田半左衛門、保田藤太郎</p>
<p>日高村(五五名)</p> <p>江原 田口幹太郎</p> <p>宵田 熊田彦右衛門、谷垣勇太郎</p> <p>岩中 森垣利助、森垣駒太郎</p> <p>東構</p> <p>久斗 成田庄兵衛、成田儀平、村尾亀蔵、上坂庄右衛門、上坂長平、安東実治郎、成田太郎治、安東直右衛門、西岡彦兵衛、西岡辰治郎、河木忠助</p> <p>道場 上島武吉</p> <p>久田谷 渋谷儀三郎、渋谷栄太郎、瀬崎春治郎</p> <p>夏栗 井垣嘉一郎、谷口角右衛門、林助重郎、成田幾治郎、谷口新左衛門、岡本市右衛門、森吉五郎、三木小四郎、三木吉左衛門</p> <p>祢布 長谷川和三治、長谷川栄治、吉谷勇吉、長谷川</p>	

<p>国分寺 水上 山本 鶴岡 日置 日吉</p> <p>丈右衛門、長谷川佐一 藤本忠平、足立文三郎 三木一藏 植村宗右衛門、小谷健治郎、村田直右衛門、小谷佐平、吉田喜三郎 田中惣助、藤本峰三郎、小林弥助、作山長兵衛、藤本六右衛門、赤木順三郎、戸田黙三郎、藤本善五郎、河本濱二郎、河本九右衛門、河本覚治郎 福富庄兵衛、福富伊三郎</p>	<p>三方村(四四名)</p> <p>篠垣 伊府 佐田 知見 森山 観音寺 栗山 殿 羽尻</p> <p>安木弥三治、村尾勘右衛門、安木市左衛門、小谷勇三郎、柴垣弥一郎、柴垣弥兵衛、柴垣清治郎 西田富一郎 小田垣長造、小林為八、小田垣利左衛門 谷垣新左衛門、長尾与三右衛門、谷垣久兵衛 谷垣権重郎、斎藤庄左衛門 国谷松重郎、国谷常右衛門、西村芳治郎 岡田清重郎、芦田為藏 多田利太郎、水田庄左衛門 谷垣助左衛門、山本藤五郎、谷垣助右衛門、谷</p>
<p>田ノ口 広井 猪子垣 荒川 芝 野村 庄境</p> <p>垣市左衛門、百合三郎兵衛 太田儀作、北村松三郎 長瀬長吉、長瀬喜左衛門、水嶋芳太郎、高垣芳治郎 村尾吉右衛門 井上真一郎 谷岡弥三治、谷岡雄藏 吉垣初治郎、河本謙治郎、吉垣甚右衛門 和田要助、和田弥太郎、佐藤文藏</p>	<p>清滝村(二三名)</p> <p>十戸 頃垣 石井 山宮 栃本 太田 名色 西気村(二二名)</p> <p>田村泰造、西田文吉 朝倉徳三郎、西村文右衛門、奥田儀右衛門、奥田五市郎 福嶋甚助、太田馬造、太田周一郎、吉村庄右衛門 岡本小右衛門、太田垣芳兵衛、安岡権治郎、安岡浅右衛門 北村庄治郎、前田孫右衛門、前田弥左衛門、藤本久藏 和田喜平治、谷口宇左衛門 糸乗政右衛門、岡森芳右衛門、飯田儀一郎</p>

万場	岡藤治郎兵衛、岡藤信一、岡田三郎右衛門、田中岡右衛門、田中松治郎、田中三右衛門、田中虎藏、田中武左衛門	八代村（二四名）	藤井 赤松平三郎、長谷川源之助、赤松藤五郎 奈佐路 一幡新三郎、一幡寅藏、長谷川喜太郎、長谷川儀助、一幡清太郎、長谷川幾太郎
栗栖野	小田根栄藏、和多田吉郎右衛門、和多田菊太郎	猪爪	今井増平 藤本小八郎、吉谷治兵衛、藤本勇三郎、吉谷俊太郎、細谷櫛三郎
山田	井上三良右衛門、北村長左衛門、増田市右衛門	中谷	吉田利太郎、小林助五郎、吉田格次郎
万劫	中嶋喜太郎	八代	田中徳太郎、三好千太郎、長谷長平
稲葉	中嶋与吉郎、佐藤太郎右衛門、水口与八郎、中島久太郎	河江	吉田孫左衛門、田中文助、中村甚太郎
水口	西村龍太郎、太田吉次郎、岡田信平	小河口	大岡寺
東河内		三原	
三原	加悦周喜	大岡寺	
三原	三原村（一名）	大岡寺	

〔岡藤政子文書〕

清滝村七部落の選挙有権者数の推移

わが国の選挙制度の歴史の中で、初期の選挙制度がいかに一般国民の参政権を制限した不十分なものであったかを知るための、此の上もない証拠材料は、人口数と有権者数の比較資料である。幸いにして、清滝村の七部落（名色、太田、栃本、山宮、頃垣、石井、十戸）について、明治二十七年（一八九四）から明治四十四年（一九一一）までの人口数と有権者数との推移が判明しているのので、これを別表（表29）で示そう。

明治二十七年、三十四年、三十七年、四十年、四十三年、の五年次の方は、男女別人口と、村会、県会、

表28 明治31年衆議院議員選挙有権者数

城崎郡	養父郡	朝来郡	美方郡	出石郡	計
豊岡 四五	大藏 二六	枚田 三三	村岡 三六	出石 二二	計 六〇〇
奥佐津 八	糸井 一九	東河 二二	浜坂 二六	神美 六三	
城崎 七	養父市場 二二	梁瀬 三三	熊塚 二五	小坂 三三	計 三二二
香住 二二	廣谷 二二	栗鹿 一八	小次 二七	室埴 三三	
八条 二二	伊佐 二一	射代 三一	照来 二四	高橋 二七	計 二七〇
中筋 三三	宿南 二七	温添 二八	大庭 二六	資母 四九	
新田 三六	八鹿 三〇	小代 三五	西浜 一八	奥竹野 一〇	計 二三九
五荘 四五	高柳 二四	射代 三五	照来 二六	中竹野 一四	
奈佐 二七	高柳 二四	温添 二八	照来 二六	奥竹野 一〇	計 二六六
三江 一〇	高柳 二四	温添 二八	照来 二六	奥竹野 一〇	
田鶴野 三四	高柳 二四	温添 二八	照来 二六	奥竹野 一〇	計 一六八七
内川 一七	高柳 二四	温添 二八	照来 二六	奥竹野 一〇	
港村 一七	高柳 二四	温添 二八	照来 二六	奥竹野 一〇	計 一六八七
奥竹野 一七	高柳 二四	温添 二八	照来 二六	奥竹野 一〇	
中竹野 一四	高柳 二四	温添 二八	照来 二六	奥竹野 一〇	計 一六八七
竹野 一〇	高柳 二四	温添 二八	照来 二六	奥竹野 一〇	
口佐津 一〇	高柳 二四	温添 二八	照来 二六	奥竹野 一〇	計 一六八七
計 六〇〇	高柳 二四	温添 二八	照来 二六	奥竹野 一〇	

『兵庫県第9区衆議院議員選挙人名簿』(岡藤政子文書)により作成

衆議院の三段階の選挙における有権者数のすべてが判明しているので、総人口を一〇〇%として、各段階の有権者の百分比を示しておいた。

初期においては、衆議院議員選挙の有権者は人口の1%に及ばず、県会議員選挙の有権者は人口の5%、

村會議員を選挙する資格のある者もわずか人口の一三%である。女子は全く参政権を認められず、男子にあつても一切の政治的發言権を与えられていない人びとが大多数を占めていた。

明治新政府のもとにおける近代的立憲政治の進展も、その実質は、まだ非常に封建的身分制を残しており、四民平等のスローガンも自由民権の旗印も、決して主権在民の理想の実現には遠く及ばず、国民輕視、愚民政治の人権差別の思想が、極めて根強く残っていたのである。

表29 清瀧村(名色、太田、栃本、山宮、頃垣、石井、十戸、7カ部落)選挙有権者数の推移

	人口(計)	男	女	有権者(村会)	(県会)	(衆議院)
明治二七	二、五八〇	一、二七五	一、三〇五			
二八	二、六一〇 (二〇〇%)	一、二九三	一、三一七	(三三六%)	(一二四%)	(二五%)
二九	二、六三七	一、三〇七	一、三三〇			二四
三〇	二、六三二	一、三〇二	一、三三〇			二三
三一	二、六四〇	一、三〇七	一、三三三		一四〇	二三
三二	二、六九七	一、三三七	一、三七〇		一六一	二五
三三	二、七六〇	一、三七三	一、三八七		一六一	三六
三四	二、七六四	一、三八六	一、三七八	(三四一%)	一六二	(三六%)
三五	二、七九〇 (二〇〇%)	一、四〇七	一、三八三	(三四一%)	一六四	(三七%)
三六	二、八一三	一、四〇六	一、四〇七		一五七	七六

伊藤博文は、明治三十三年（一九〇〇）九月、旧自由党系の憲政党を吸収し、立憲政友会を結成した。これに対抗して、旧改進黨系の進歩党を改組した憲政本党ができて、政友会と憲政本党の二大政党対立時代となった。政党には離合集散がつきものであるが、憲政本党は明治四十三年（一九一〇）には立憲国民党となる。このとき国民党には、但馬からは鎌田三郎兵衛、福富源蔵、宮下仙五郎らが参加した。国民党は明治四十五年（一九一二）の総選挙で大勝し、兵庫県は国民党王国を誇ったのであるが、このとき齋藤隆夫（出身郡室埴村出身）が初当選する。国民党系はのちに民政党の人脈を形成する。

次頁以下に、まとめて、議員選挙資格改正沿革（表30）、衆議院選挙制度変遷一覧（表31）、有権者数の推移（表32）を採録しておくので参考にせられたい。

四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七
		二、 八七〇 〇〇%	二、 八五四	二、 八三四 〇〇%	二、 八三三 〇〇%	二、 八一〇 〇〇%	二、 八四九 〇〇%	二、 八一四 〇〇%
	一、 四四一	一、 四四一	一、 四二五	一、 四二二	一、 四〇八	一、 三九一	一、 四一〇	一、 四二二
	一、 四三七	一、 四二九	一、 四二九	一、 四二二	一、 四二四	一、 四二〇	一、 四三九	一、 四〇二
		(三六七 三三%)		(三五四 三三%)		(三三三 三三%)		(三三三 三三%)
一八七	一八〇	一九七	一九六	一九八	一九〇	一九〇	一八七	一六三
	(七〇 三三%)	(七〇 三三%)		(七〇 三三%)	(七〇 三三%)		(七〇 三三%)	(七〇 三三%)
	(四一 三三%)	一一七		(四一 三三%)	一一五		(四一 三三%)	(四一 三三%)

第八章 地方自治制度の確立とむらの構造

府 県 会 納 税 額 等	郡 会			町 村 会			備 考
	年 令 等	居 住 資 格 等	納 税 資 格 等	年 令 等	居 住 資 格 等	納 税 資 格 等	
其府県内ニ於テ地租10円以上納ムル者							
其府県内ニ於テ地租5円以上納ムル者				25才以上(男子)(1戸ヲ構ヘ且治産ノ禁ヲ受ケサル者)	2年以來町村ノ住民	其町村ノ負担ヲ分任シ其町村内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接國稅2円以上ヲ納ムル者	・町村公民ハ総テ選挙權・被選挙權ヲ有ス ・等級選挙 市3級町2級
其府県ニ於テ1年以來直接國稅10円以上納ムル者	各町村会ニ於テ選挙スル各町村1名(標準)の議員とその定数ノ三分ノ一の大地主(郡内ニ於テ町村稅ノ賦課ヲ受クル所有地ニシテ地價總計1万円以上ヲ有スル地主)の互選による議員						
其府県内ニ於テ1年以來直接國稅年額10円以上納ムル者	25才以上(郡内ノ町村公民)	2年以來町村ノ住民(郡内の町村公民)	1年以來直接國稅年額5円以上ヲ納ムル者				大正12年4月1日郡制廢止
其府県内ニ於テ1年以來直接國稅年額3円以上納ムル者	(記載なし、郡内の町村公民カ)						
				25才以上(男子)(独立ノ生計ヲ営ム者)	2年以來其ノ町村ノ住民タル者	2年以來其ノ町村ノ直接町村稅ヲ納ムル者	・市町村公民規定変更 ・町等級選挙ハ原則的ニ廢止(条例設置可) ・市ハ三級ヲ二級ニ変更
1年以來其ノ府県内ニ於テ直接國稅ヲ納ムル者							(普通選挙法)
ナシ(市町村公民)				25才以上(男子)	2年以來町村住民	ナシ	・市町村公民規定変更(納税要件及独立生計要件削除) ・市町等級制全廢

表 30 衆議院・府県会・郡会・(市)町村会議員選挙資格改正沿革(寺尾庄八氏提供)

(注) は選挙正被選挙時期を区別した。うち上段は被選挙権とも同一の選挙資格が下段は被選挙権がでない。

第二部 明治後期

改正年月日	法令	衆議院			府県会	
		年令等	居住資格等	納税資格等	年令等	居住制限等
明治 11・7・22	府県会規則				25才以上(男子) 20才以上(男子)	其府県内二本籍ヲ定メ 滿3年以上居住 其都・区内二本籍ヲ定 メル者
明治 21・4・15 (公布)	市制・ 町村制					
明治 22・2・11	衆議院議員 選挙法	30才以上 (男子) 25才以上 (男子)	名簿調整期日前滿 1年以上其選挙区 内ニ住居ヲ有スル 者	名簿調整期日前滿1年 以上其ノ選挙府県内ニ 於テ直接国税15円以上 ヲ納メテ引続キ納メ ル者(所得税3年以上) 名簿調整期日前滿1年 以上其ノ府県内ニ於テ 直接国税15円以上納メ ル者(所得税3年以上)		
明治 3・5・17	府県制 郡制				25才以上(男子) (府県市町村 内公民)	2年以來其府県内ニア ル者 (記載なし、市町村公民が有資格者か)
明治 32・3・16	府県制 郡制				25才以上(男子) (府県内市町村 公民) 25才以上(男子) (府県内市町村 公民)	2年以來市町村の住民(府 県内市町村公民、府県内 の移住特權は記載なし) 2年以來其市町村の住民 (府県内ノ市町村公民)
明治 33・3・28 (公布)	衆議院議員 選挙法 (改正)	30才以上 (男子) 25才以上 (男子)	ナシ 名簿調整期日前滿 1年以上其選挙区 内ニ住居ヲ有スル 者	ナシ 名簿調整期日前滿1年以 上土地租10円以上又ハ滿2 年以上土地租以外の直接国 税10円以上若クハ地租ト 其他ノ直接国税トヲ通シ テ10円以上ヲ納メル者		
大正 8・5・22	同上	30才以上 (男子) 25才以上 (男子)	ナシ 名簿調整期日迄引 続キ滿6月以上同 一選挙区内ニ住居 ヲ有スル者	ナシ 名簿調整期日迄引続 キ滿1年以上直接国税3 円以上ヲ納メル者		
大正 10・4・11	市制・町村 制中改正					
大正 11・4・20	府県制 中改正				25才以上(府県 内市町村公民)	2年以來市町村住民タ ル者(府県内ノ市町村 公民)
大正 14・5・5 (公布)	衆議院議員 選挙法 (改正)	30才以上 (男子) 25才以上 (男子)	ナシ 毎年9月15日現在 迄引続キ1年以上 其市町村内ニ住居 ヲ有スル者	ナシ ナシ	25才以上	
大正 15・6・24 (公布)	市制・町地 制中改正 府県制中改正				25才以上(男子) (市町村公民)	2年以來町村住民 (市町村公民)

第八章 地方自治制度の確立とむらの構造

度の変遷一覧表(但馬学習参考資料)

総選挙回数	総選挙期日	但馬関係当選者氏名
1 2 3 4 5 6	明治23. 7. 1 25. 2. 15 27. 3. 1 27. 9. 1 31. 3. 15 31. 8. 10	青木 匡、佐藤文兵衛 佐藤文兵衛、岡 精 逸 佐藤文兵衛、岡 精 逸 桜井 勉、岡 精 逸 浅田貞次郎、富田 仙助 富田 仙助、西村 淳藏
7 8 9 10 11 12 13	35. 8. 10 36. 3. 1 37. 3. 1 41. 5. 15 45. 5. 15 大正 4. 3. 25 6. 4. 20	桜井 勉 桜井 勉 森本 駿 森本 駿 丸尾 光春、斎藤 隆夫 斎藤 隆夫 斎藤 隆夫
14 15	9. 5. 10 13. 5. 10	松山常次郎、鎌田三郎兵衛 (12区) (13区) 若宮 貞夫、斎藤 隆夫 (12区) (13区)
16 17 18 19 20 21	昭和 3. 2. 20 5. 2. 20 7. 2. 20 11. 2. 20 12. 4. 30 17. 4. 30	斎藤 隆夫、田 昌、若宮 貞夫 斎藤 隆夫、田 昌、若宮 貞夫 若宮 貞夫、斎藤 隆夫、畑七右衛門 斎藤 隆夫、若宮 貞夫、植川嘉三郎 斎藤 隆夫、若宮 貞夫、山川頼三郎 斎藤 隆夫、佐々井一晃、木崎 為之
22	21. 4. 10	斎藤 隆夫、小島 徹三、木下 栄 八木佐太治、小池新太郎 堀川 恭平、小笹 耕作
23 24 25 26 27	22. 4. 25 24. 1. 23 27. 10. 1 28. 4. 19 30. 2. 27	斎藤 隆夫、小島 徹三、佐々木盛雄 有田 喜一、斎藤 隆夫、佐々木盛雄 有田 喜一、小島 徹三、甲斐中文治郎 佐々木盛雄、有田 喜一、小島 徹三 佐々木良作、有田 喜一、小島 徹三

り調査。
調査。

第二部 明治後期

表31 衆議院選挙制

選挙法改正	選挙人資格	被選挙人資格	選挙区、定員
1889、明治22年 法律第3号	満25歳以上。 男子。 直接国税15円以上。	満30歳以上。 男子。 直接国税15円以上。	兵庫県第9区 (但馬8郡の区域) 定員2名。
1900、明治33年 法律第73号	満25歳以上。 男子。 地租、直接国税10円以上。	満30歳以上。 男子。	神戸市2名 姫路市1名 郡部11名。
1919、大正8年 法律第60号	満25歳以上。 男子。 直接国税3円以上。	満30歳以上。 男子。	兵庫県第12区 (城崎郡美方郡) 定員1名。 兵庫県第13区 (出石郡、養父郡、朝来郡) 定員1名。
1925、大正14年 法律第47号 (普通選挙制実施)	満25歳以上。 男子。	満30歳以上。 男子。	兵庫県第5区 (但馬、丹波、の区域) 定員3名。
1945、昭和20年 法律第42号	満20歳以上。 男子および女子。	満25歳以上。 男子。	兵庫県第2区 (播磨、丹波、但馬、3市13郡の区域) 定員7名。
1947、昭和22年 法律第43号	満20歳以上。 男子および女子。	満25歳以上。 男子および女子。	兵庫県第5区 (但馬、丹波の区域) 定員3名。

- 1) 選挙法改正、選挙人資格、被選挙人資格、選挙区定員の各欄は、衆議院議員選挙法規集よ
2) 総選挙回数、総選挙期日、当選者氏名は、衆議院議員総選挙一覧(衆議院事務局編)より

第八章 地方自治制度の確立とむらの構造

推 移 (但馬学習参考資料)

丹波計	但馬 丹波計	城 崎 (含豊岡)	出 石	美 方	養 父	朝 来	水 上	多 紀
		2, 130	830	817	873	748		
28, 543	82, 033	17, 660	5, 845	10, 576	11, 408	8, 001	17, 405	11, 138
26, 239	77, 677	17, 075	5, 473	9, 723	11, 155	8, 012	16, 030	10, 209
86, 843	234, 270	49, 480	14, 988	31, 311	23, 230	28, 418	51, 803	35, 040
42, 147	113, 294	24, 438	6, 650	14, 766	11, 088	14, 205	25, 130	17, 017
44, 696	120, 976	25, 042	8, 338	16, 545	12, 142	14, 213	26, 673	18, 023
86, 707	238, 988	52, 671	15, 814	28, 560	31, 695	23, 541	52, 234	34, 473
41, 091	118, 799	24, 283	7, 574	13, 393	19, 799	12, 659	25, 448	15, 643
45, 616	120, 189	28, 388	8, 240	15, 167	11, 896	10, 882	26, 786	18, 830
82, 402	227, 053	50, 135	14, 784	26, 872	30, 282	22, 578	50, 047	32, 355
39, 075	106, 618	23, 160	6, 871	12, 532	14, 275	10, 705	23, 850	15, 225
43, 327	120, 435	26, 975	7, 913	14, 340	16, 007	11, 873	26, 197	17, 130
85, 591	237, 173	53, 006	15, 317	27, 975	31, 927	23, 357	52, 164	33, 427
40, 175	111, 600	24, 736	7, 236	13, 123	15, 155	11, 175	24, 632	15, 543
45, 416	125, 573	28, 270	8, 081	14, 852	16, 772	12, 182	27, 532	17, 884
84, 219	234, 676	52, 843	14, 988	27, 951	31, 335	23, 340	51, 270	32, 949
39, 861	110, 748	24, 629	7, 078	13, 126	14, 911	11, 143	24, 468	15, 393
44, 358	123, 928	28, 214	7, 910	14, 825	16, 424	12, 197	26, 802	17, 556
86, 688	242, 191	54, 641	15, 477	28, 611	32, 594	24, 180	52, 767	33, 921
40, 744	113, 900	25, 443	7, 280	13, 462	15, 481	11, 490	24, 911	15, 833
45, 944	128, 291	29, 198	8, 197	15, 149	17, 113	12, 690	27, 856	18, 088

は、校補但馬考、附録第3。第27回は、兵庫県選挙管理委員会、選挙結果調。人口比および指数は編者の計算。丹波但馬郡別集計数字は衆議院事務局編、衆議院議員総選挙一覧。第13回は校補但馬考、附録第3に但馬分のみ収録。

- 3) 衆議院議員総選挙一覧には第16回以後郡別資料収録。第15回以前は郡別、町村別資料なし。

第二部 明治後期

表32 有権者数の

総選挙回数	期 日	全 国		全 但					
		有権者数	指数	人 口	有権者数	人口比 (%)	指数		
1	明治23. 7. 1	450, 852	1. 2	212, 379	1, 579	0. 7	1. 1		
2	25. 2. 15				1, 520		1. 0		
3	27. 3. 1				1, 548		1. 1		
4	27. 9. 1				1, 641		1. 1		
5	31. 3. 15				1, 601		1. 1		
6	31. 8. 10				1, 748		1. 2		
7	35. 8. 10	982, 868	2. 7						
8	36. 3. 1								
9	37. 3. 1								
10	41. 5. 15								
11	45. 5. 15								
12	大正 4. 3. 25								
13	6. 4. 20							246, 283	5, 398
14	9. 5. 10	3, 064, 590	8. 3	233, 649	11, 021	4. 7	7. 5		
15	13. 5. 10				13, 301		9. 0		
16	昭和 3. 2. 20	12, 405, 056	33. 6	248, 644	53, 490	21. 5	36. 3		
17	5. 2. 20	12, 651, 785	34. 3						
18	7. 2. 20	12, 041, 963	32. 6						
19	11. 2. 20	14, 303, 780	38. 8						
20	12. 4. 30	14, 074, 888	38. 2					54, 016	36. 6
21	17. 4. 30	14, 594, 287	39. 6					51, 438	34. 9
22	21. 4. 10	36, 878, 420	100. 0					計男女	147, 427
				男女	71, 147				
				男女	76, 280				
23	22. 4. 25	40, 907, 493	110. 9	計男女	152, 281	57. 4	103. 3		
				男女	77, 708				
				男女	74, 573				
24	24. 1. 23	42, 105, 300	114. 2	計男女	144, 651	54. 2	98. 1		
				男女	129, 342	52. 2			
				男女	137, 400	56. 1			
25	27. 10. 1	46, 772, 584	126. 8	計男女	151, 582		102. 8		
				男女	71, 425				
				男女	80, 157				
26	28. 4. 19	47, 090, 167	127. 7	計男女	150, 457		102. 1		
				男女	70, 887				
				男女	79, 570				
27	30. 2. 27	49, 235, 375	133. 5	計男女	155, 503		105. 5		
				男女	73, 156				
				男女	82, 347				

- 1) 全国数字典拠。自治庁選挙部編、昭和30年2月、衆議院議員総選挙結果調。なお、指数は、第22回総選挙有権者を100.0とし、第1回以後の増加の状況を示す。
- 2) 但馬、丹波関係数字典拠。全但人口は兵庫県統計書および国勢調査報告。有権者数は第1回より第6回、第14回より第26回まで衆議院事務局編、衆議院議員総選挙一覽。第13回

第四節 むらの構造

勢力の弱かった零細商工業者

せつかく確立された明治政府による立憲代議制度も、選挙権、被選挙権において甚だしく不平等なものであり、一般国民の参政権が極めて制限されていたことは、既にくりかえし見たところである。政治は少数の大地主を中心とする保守勢力に完全に支配されていた。このような地方の政治体制を支えていた「むら」の構造はどのようなものだったのだろうか。資料の關係で、商工業地帯を代表する日高村（久田谷、道場、夏栗、久斗、岩中、宵田、江原、日置、鶴岡、柞布、国保、水上、山本）と、農村部を代表する清滝村（十戸、頃垣、石井、山宮、栃本、太田、名色）の両村をとりあげ、これを検討しつつ、比較対照してみることとする。

明治二十六年（一八九三）四月一日現在の日高村（旧一三カ村）の商業工業等に従事する人たちの、納税額の等級別人数一覧表がある。（表33、表34、表35）

これらの数字の示すところによると、当時の日高村には、商業の営業種別は三三種、商業者合計は二三五人、工業の営業種別は二五種、工業者合計は一三四人、両者を合計すると三六九人に達する商工業者がいた。この中には、銀行や酒造業者や製糸業者などは含まれておらず、すべて零細な商工業者に限られているが、それにしても、一〇円以上（一等級）の納税者は僅かに呉服商一名、生糸商一名にすぎず、工業者の中の最高額納税者といえは紺屋の二円二六銭（一等級）というありさまである。ということは、これらの商工

等級	税額	一 具	二 生糸	三 小間物	四 酢
一	一円以上	一	一		
二	八円		二		
三	六円五銭	一	一		
四	五円五銭			一	一
五	八円三九銭		一		
六	三円	一	一		
七	二円七銭				
八	一円七銭		一	二	一
九	四円五銭		一	六	
一〇	二円三銭		一	二	一
一一	一円	三	二		
一二	八二銭				
一三	六七銭		一		
一四	五三銭		二	一	
一五	四二銭		一		
一六	三三銭	一	一		
計		二	一八	六	

表33 日高村、地方税營業者及年税額等級別人数一覽表(商業の部)明治二六・四・一現在

業者は、明治維新以降、四民平等の時代となり、自由職業選択の時代となり、日高の商店街の発達を背景にして、商工業人口の増加をもたらしてきたものの、国会議員の選挙権被選挙権の有資格者への門戸は殆んど完全に閉ざされたままであったことを雄弁に物語っている。

明治三十一年(一八九八)の衆議院議員有権者名簿(第八章第三節、表27参照)においては、日高村内居住の有権者は五五名を数えるが、この顔振れの中にはまだ零細商工業者層の参加はみられない。それは殆んど地主層をもって独占されており、部落別にみると、わずかに江原一名、宵田二名、日置二名にすぎない。この時期の衆議院議員の有権者資格は直接国税一五円以上の条件であったが、有権者の多い部落は、久斗(二一名)、鶴岡(二一名)、夏栗(九名)、祢布(五名)、山本(五名)といったところであって、これらの有権者はいずれも土地所有を基礎として有権者資格をみたしていた。そしてまた、これらの農村地帯においては、親方子方制度が広汎に存在し、村落共同体秩序を作りあげていた。

第二部 明治後期

一 〇九八七六五四三二一	税額	等級
紺屋	一	一 二円以上六銭
鍛冶	一	二 一円一銭
瓦造	一	三 一円四〇銭
表具	二	四 一円七銭
大造	二	五 八一銭
傘製	一	六 六三銭
石工	一	七 四七銭
塗師	一	八 三六銭
畳工	一	九 二七銭
板根	一	一〇 二一銭
	一	一一 一六銭
	計	
	一〇	
	三七	
	二二	
	三六	
	五五	
	一五	
	五一	
	六五	

表 34 日高村、地方税營業者及税額等級別人数一覽表(工業の部)明治二六・四・一現在

計	二	二	二	二	五	四	六	一〇	一四	一八	一八	一五	二七	三二	三二	四七	二三	三五	
豆腐																			
反物																			
提灯																			
コンニャク																			
醬油小売																			
計	二	二	二	二	五	四	六	一〇	一四	一八	一八	一五	二七	三二	三二	四七	二三	三五	
納税額合計																			
商業、營業者、三種目、人数合計	二三五																		
納税額合計	二六五																		

第八章 地方自治制度の確立とむらの構造

一	等	一
二	級	二
三	額	三
七	額	計
一一	一〇〇円	
二一	五〇銭	
	三〇銭	

表35 日高村、地方税営業業者及年税額等級別人數一覽表(雜種の部)明治二六・四・一現在

工業、營業者、二五種目、人數合計一三四人
 納税額合計 六一四六四錢

計	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	
	繼木	綿打	飾物	掛物	鑄物	線織機械師	草屋根	木椀	鑄物師	仕立物	履物製造	提灯	三味線張替	紬車直し	桶工	左官
一																
二																
四																
七																
五																
九																
二三												一	一	一	一	三三
二八								一	四	一	一	一			二	一
二六						二	一	一	三			一		一	二	
一六	一	二	二					二	一			一				一
一四								五	四							三
一三四	一	二	二	二	一	九	二	一	一	一	二	三	一	二	一	四

	二	理	髮	一	一	二
計	四	八	一一	二	三	

雑種、營業者、二種目、人数合計二三三人
納税額合計 一一円三〇銭

親方地主の主導する農村部

次に清滝村七部落についてみよう。明治三十一年（一八九八）のこの地区の衆議院議員の有権者数（直接国税一五円以上の納税者）は二三名であつて、

各部落別でみると、頃垣、栃本、山宮、石井（各四名）、名色（三名）、太田、十戸（各二名）、という分布状態である。（本章、第三節、表27、明治三一年度衆議院議員有権者名簿、参照）。この人びとはいずれも農民であり地主層である。

清滝村の住民の職業別の構成については、明治四十四年（一九一〇）十二月三十一日現在の戸数が知られている。（表36）。これによると、総戸数五一九戸の中で、農業人口は四八五戸（九三%）を占め、商業は一〇戸（二%）、工業八戸（二%）、雑一五戸（三%）、漁業二戸、という数字を示し、純農村地帯であることがわかるが、この年のこの村の総人口は二八七八名（男一四四一名、女一四三七名）で、衆議院議員有権者数は一二二名（総人口の四%）である。一戸当の平均家族数は五・五人であり、選挙権を有する者は、土地を所有し、かつ納税主体である戸主一人によって代表されていたといつてよい。しかも農家戸数の四分の三以上には選挙権は与えられてないが、これらの農家は零細な小作農層であつた。明治の末期において、農村部の構造はこのような姿が典型的であり、かつ親方子方制度が強くゆきわたり、選挙権を有する農民は、完

表36 清滝村職業別戸数（明治四四、一二、三一現在）

%	計	名 色 田 本 宮 井 垣 戸						農	商	工	漁	雑	計
		十	頃	石	山	栃	太						
九三	四八五	五	五	七	七	五	八	八	二	二	〇	三	一〇〇
	一〇	一		三	三								
	八	一	一	二	一								
	一	一	一	一	三	四	二	三					
	五一九	五	六	七	七	六	九	九					
		八	一	七	九	二	二	〇					

全に親方層の人びとに占められていたといふことができる。
 日高町史上巻編集時の調査によれば、全町六地区の全域において過去に親方子方関係を有したと認められる旧地主は一三八名に達していた。（上巻、第十一章、第二節、親方子方の分布状態）。さきにかかげた明治三十一年度有権者名簿（下巻、本章、第三節、表27）における全町有権者数二二四名（除三椒村分）の分布状態とも比較対照してみれば、親方地主の主導する農村部の姿が鮮やかに浮び上がってくる。

第九章 農業生産の発展

第一節 農業生産の変化

兵庫県下の傾向

明治初年の農村では多様な商品作物がみられたが、明治二十年にはいと、農産物ではほぼ米麦中心主義の体制が整いはじめ、明治初年の特色であった多様な商品作物は、外国綿や石油の輸入の影響によって衰え、綿や菜種などのいわゆる特用農産物の比重は急減したといわれる。明治二十年代には米麦作の比重は農業生産の八〇パーセントを超えた。

この時期は、土地所有からいえば、寄生地主制の確立するときで、兵庫県下の小作地率はほぼ五〇パーセントに達したとされているが、但馬地方においては県下平均を上廻っており、特に播州平野と但馬地方は大地主制が成立していた。

県下の農民の常食としていた食物の内容をみると、明治二十年当時の県下平均では、米五五パーセント、麦三五パーセント、雑穀六パーセントであるが、地域差がひどく、摂津は米を主とし（七〇パーセント）、

淡路は麦を主としているが（四五パーセント）、但馬は米が五一パーセントに対し、麦二七パーセント、雑穀一三パーセント、いも・蔬菜・草根類一〇パーセントを占め、常食として雑炊を食べていたのが特徴的である。七美郡、二方郡では、明治十九年ごろの農民の八〇九割は小作人で、米平均一石二斗の反当収量のうち、七、八斗を小作料として納めていたが、これら小作貧農の常食は、美含郡の例では、米三と麦七とか、米と粟が半々で、そのほか稗、馬鈴薯や大根をまぜた雑炊が多かったという。（『兵庫県百年史』）

このような農業生産の変化の傾向を念頭におきつつ、わが町域における明治後期の農業生産の変化のあとを辿ってみることにしよう。

（特に養蚕製糸業については別に節を改めて第十一章第二節で後述することにする。）

米・麦の生産の増加

明治十九年に各町村に設置された勸業会は、産業の指導奨励に大きな役割を果し、麦生産所得金額と養蚕による繭生産所得金額との占める割合は、ほぼ同率に接近しており、将来は養蚕収入が米麦収入を超過せんとする大勢を示していたし、牛飼養による収入も将来の増加に希望がかけられていた。明治後期における当地方の農業生産は、米麦中心主義の体制が確立すると並行して、現金収入として養蚕依存が集中的に増大し、従来の特用作物は急減していった。

米の生産は、栽培技術の改良によって漸増した。平均反当収量は、兵庫県下平均が約二石（一ヘクタール当、三〇〇キロ）に安定するに至ったのに対し、日高町は反当一石五斗余（一ヘクタール当、二二五キロ）

にとどまり、県平均を大きく下廻っているが、地域差がある。

八代村の場合、明治三十五年までの米の平均反収は約一石であるが、明治三十六年以降は平均反収一石五斗余に増加した。(八代村米生産高統計表)

清瀧村の場合、米の平均反収は明治三十六年以降は一石六斗余に増加した。(清瀧村米生産高統計表)

麦の生産は、田の裏作としてなされたが、二毛作田の比率は明治二十年代から増加し、明治四十年代には二毛作耕地率は田の面積の六〇パーセントを超えるようになり、裏作の栽培作物としては、菜種が減少して麦作が中心となる。しかし但馬地方は気象条件が悪く、二毛作田や麦作の比重は表日本よりも少ないのはやむを得ないところであった。

八代村の場合、水田の裏作比率は明治後期を平均して約四〇パーセントである。作付品種は大麦が中心で、小麦は一〇パーセント以下にすぎない。裸麦がはじめて作付されたのは明治三十五年で、反別・収量ともに小麦よりも更に少ない。明治三十六年までの八代村の大麦収穫高は六〇〇石余で、平均反当収量は九斗六升余であったが、明治三十七年以降は反収平均一石三斗余と大幅に増加し、兵庫県下平均反収一石二斗を上廻っている。大麦は精白して主食にしており、醬油や飴やビールの原料にもなるが、商品化はされなかったとみてよく、麦稈はわら工品製造の原料となった。

清瀧村の場合、麦の収穫高は、明治三十六年までは五〇〇石までにとどまっているが、明治三十七年頃から作付面積も増加し、収量も六〇〇石を超え、反当収量も以前の五斗未満から六斗近くに増加する。

三方村の場合、明治三十年の麦作の収穫量は一九〇〇石余であるが、年々増加して、明治四十五年には

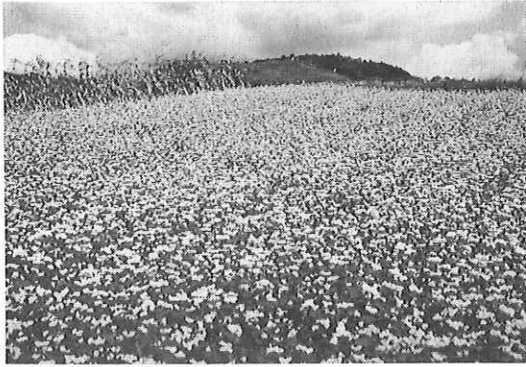


写真93 神鍋そば栽培風景

二六〇〇石余に達する。

明治四十四年の数字によれば、国府村の麦作は、大麦が二三六五石、小麦が一〇七石、裸麦が二五四石であり、日高村の麦作は、二五四九石となっている。

これらの数字の示すところによれば、この地方の農村の生産は、日露戦役を境にして質的に一段と改善され、米と麦を中心にして反当収量の増加が顕著である。

雑穀・豆類・いも類の生産の増加

雑穀として栽培された作物は、粟と蕎麦が主なもので、

主食の補充に供され、常食として大きな比重を占めていた。稗の生産量は僅かである。

「そば」は特に「神鍋蕎麦」の名が高く、山間部における生産量が多かったし、味も良かった。

明治四十四年の生産高を次に示そう。

	粟(石)	稗(石)	蕎麦(石)
八代村	七	—	一五
国府村	三七	七	二
三方村	一七〇	—	一七五

清滝村 三五 一〇 六〇

豆類の生産高も明治後期において増大している。

八代村の場合、明治二十年代における大豆、蚕豆の生産高は、大豆五〇石、蚕豆一三石程度であるが、明治四十四年になると、大豆六三石、蚕豆三〇石に増加している。

三方村の場合、大豆、小豆、蚕豆の生産について明治二十九年と明治四十四年の数字を比較してみると、作付面積において、大豆は一八町から三五町八反へと二倍に、小豆は一五町から七〇町へと五倍に、蚕豆は三町から一一町八反へと四倍にそれぞれ増加し、収穫高においては、大豆が一八〇石から二六八石へと一・五倍、小豆が六〇石から二四五石へと四倍、蚕豆が二一石から一一八石へと六倍に増加した。

これらの数字はいずれも、日露戦役の後の急激な増加を示しており、農家の生産が質的にも量的にも急激に向上しつつあることがうかがえる。

甘藷(さつまいも)と馬鈴薯(じゃがいも)の生産も、明治三十年代に急激に増加している。

三方村の場合、明治二十九年と明治四十四年の数字を比較してみると、甘藷については、作付面積が一町五反から二八町五反へと一九倍に、収穫高は一四五〇貫から四万二七五〇貫へと三〇倍に増加し、馬鈴薯については、作付面積が一〇町から二〇町へと二倍に、収穫高が一萬貫から三萬貫へと三倍に増加した。これは農家の食生活内容に、「さつまいも」や「じゃがいも」が大きく登場して来たことをうかがわせる。雑炊の内容が多様化し、また畑地の開拓と利用も着実に進行していたことがわかる。

特用作物

明治前期に当地方で栽培されていた特用作物で、明治後期にも引続き生産されたものをあげる
と、大麻、杞柳、楮、三極などがある。以下に村毎にこれらの特用作物の生産状況を調べてみ

よう。

三方村の場合、明治二十九年は次のとおりである。

大麻	作付面積七町	收穫高	一九六〇貫
杞柳	〃 二町	〃	二二〇〇貫
楮	〃 一〇町	〃	二〇〇〇貫
三極	〃 五反	〃	七五貫

明治四十四年は次の数字を示す。

大麻	作付面積三〇町	收穫高	六〇〇〇貫
杞柳	〃 三町	〃	九〇〇貫
楮	〃 一一町	〃	二二〇〇貫
三極	〃 三六町四反	〃	一〇九二〇貫

大麻は茎の皮部から繊維を取って麻糸や麻布を製し、果実は食用や麻実油に供せられた。

麻糸の製法は、麻畑から栽培された麻を刈取り、二、三日乾燥し、これを「こしき」の中に入れて蒸しあげ、川につけて麻の皮をはぎ（このはいだ皮を「あらそ」と言った）、このあらそを灰汁で煮て川で「こきばし」を使用して鬼皮をはぎ白い繊維にし、これを細く分けた上で継ぎ合わせて糸にし、小桶に入れた。こ

の作業を「おうむ（おうみ）」といった。この自家製でつむいだ麻糸を「かせいと（綴糸）」といった。

かせ糸は、春になって買いに来た「かせ買い商人」に売ることあれば、はた織機で麻布に織ることもあった。この手織の布は「ぬのこ」といい、これを二枚合わせ、その間に草の穂を入れて作ったものを「刺子（さしこ）」といった。この麻の着物は風通しが良く、汗を吸収しないので、農家では昭和の初年頃まで常用されていたという。自給自足的な農家経済の中で、それは少なからぬ役割を果たしていた。

楮も三極も和紙の原料であるが、三極の生産の急激な増加は驚異的であった。

清滝村の場合、明治四十四年の生産高は次のとおりである。

大麻	三二五〇貫
杞柳	五〇〇貫
楮	五〇〇貫
三極	五〇〇貫
柿	一〇〇〇貫

同じく明治四十四年の特用作物の生産高を以下にあげておこう

(八代村)

大麻	一八五〇貫
杞柳	二二〇〇貫
煙草	三五〇貫

(日高村)

麻類 一八五〇貫

(国府村)

杞柳 一二六〇〇貫

杞柳製品についての資料としては、明治四十三年の西気村の柳行李製造戸数は六戸、生産数量は一四〇〇個であり、明治四十四年には、国府村における柳行李産額二万三五八〇個、日高村の杞柳製品生産高一八〇〇個となっており、杞柳産業がこの地方一帯に分布していたことがわかる。

牛の飼育

江戸時代には但馬地方の牛の飼育は一般に牝牛よりも牡牛の方が多かった。しかし飼養農家は上層農民層もしくはこれと結ばれた農民で占められ、農家戸数全体のわずか数分の一にすぎなかった。(上巻、第十一章第一節、牛の飼育の項参照)。

この但馬地方における畜牛の頭数は、江戸時代においては停滞的であり、牝の仔牛は天王寺の家畜市場へ売出されていたが、明治時代に入ると畜牛売買は天王寺市場の支配を脱し、但馬は畜牛の供給地となり牡の仔牛の販路がにわかには拡大し、その結果、牡牛の但馬滞留頭数は減少し、一方、産牛のための牝牛の飼育農家へ転換する傾向が生まれた。

明治時代に入ってから牛の飼育頭数は、牛価の変動が大きく上下したことや、牡の仔牛の但馬外への流出増加のため、一時減少の傾向もみられたが、畜牛繁殖生産地域としての性格が強くなり、品種改良にも力が

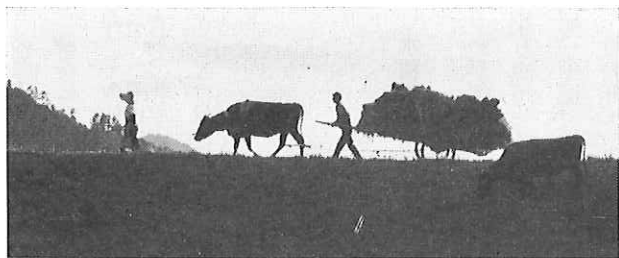


写真94 但馬牛と農作業

注がれるようになった。

明治二十一年二月には、兵庫県令をもって「牛馬市場取締規則」が發布され、但馬では村岡と養父市場には定期市場、浜坂、木村、矢名瀬、久畑には臨時市場が設けられて、そこで牛の売買取引が行われるようになった。明治三十三年には産牛馬組合法が發布され、美方郡を皮切りに、但馬各郡に産牛組合が逐次設立され、種牡牛の各町村配備と交尾事業、優等牛の登録、畜産技手の設置、畜牛品評会の開催、牛籍台帳の編成、等が行われるようになった。

城崎郡における牛の飼育頭数は、一七〇〇〜一八〇〇頭で、明治後期も明治前期とあまり大きな変化はなかった。

八代村の場合、明治二十七年から明治四十四年までの牛の飼育頭数は七〇〜八〇頭で、すべて和牛であり、そのほとんどが牝牛であって、年間の産牛頭数も年々三〇頭前後で、ほとんど大きな変動はみられない。

清滝村の場合、牛の飼育頭数はほぼ一三〇頭内外を維持し、年によりあまり大きな変動はない。しかし、この村の場合、牡牛と牝牛の比率をみると圧倒的に牡牛の頭数が多く、明治二十七年の如きは牡牛一二一頭に対し牝牛は僅か一三頭にすぎず、以後明治後期を通じ、牡牛の比率は六〜九割の多きを占めている。また産牛数は七頭〜二三頭と、年によってまちまちであるが、牝牛が少い

ため産牛数も少ない。このような地域もあった。

農家にとって、牛は水田農業の犁耕に不可欠の生産手段であったが、堆厩肥たいきゅうづぼの供給源としても重要であった。その他に牛背運輸の駄賃稼ぎの手段となり、牝牛は貸牛として平野部の村々の農家へ貸出されて貸賃をとり、牝牛は仔牛の生産販売による現金収入源にあてられている。但馬牛の生産飼養は、但馬の農業経営にとつて、村により地域により地域差はみられるものの、極めて大きな役割を果しつつづけていた。

第二節 農業技術の改良

水稻栽培技術の進展

水稻栽培の技術の改良は、明治時代に入ってから、農業を営み、土に生きる人々にとつて、最も重要な開発課題の一つであった。

わが国においては、苗代でまず稲苗をつくり、本田に田植をして雑草に対する優勢を確保して収量を高める方法が一般化してから、一〇〇〇年の歴史がある。明治以来の稲作技術の改良も、短冊苗代、薄播、正条植、多肥、病虫害の防除などの奨励が着々と行われ、なかならず品種改良には重点が注がれた。

明治十年（一八七七）に西播の老農丸尾重次郎が「器量好きりょうたし」から「神力」という品種を作り出し、これが各地にひろめられたことは有名である。

明治十三年（一八八〇）には第一回兵庫県勸業会が神戸で開催され、県下各地でも老農を中心とした農談会や種苗交換会が併行して開かれており、明治十八年から勸業会準則による公私の勸業会や農事会が誕生し

た。

明治二十一年（一八八八）には福岡県の老農の林遠里が兵庫県に招かれ、その著述「米作改良法演説筆記」が印刷配布されている。

明治二十六年（一八九三）国立農事試験場が設置され、農会法が成立しているが、翌明治二十七年には明石郡王子村に兵庫県農事試験場が創設され、上からの農事指導が熱心に行われることとなった。

明治三十二年には八鹿に県立蚕業学校が設立されているが、これは農業生産面における進歩した科学的な技術指導の必要性が一段と強く認識された時代が到来したことを端的に物語るものであった。

しかし、農作業の基本構造は手労働と集約的な零細家族経営で、機械化大農経営は全く進展がみられない。明治三十五年（一九〇二）十一月に兵庫県農会が示した米麦改良一〇大項目も、次のとおりで手作業中心である。

- 一、種の種類の減少
- 二、共同苗代の実行
- 三、選種法（塩水選）の励行
- 四、播種量の適量
- 五、挿秧法の改良（正条植）
- 六、浸種日数の適度
- 七、病虫害予防駆除の励行



写真95 せんばこき(かなごき)

◀写真96 せんばこき作業風景

八、肥料成分の配分

九、乾燥法ならびに調整俵装の改良

一〇、緑肥栽培および堆肥の改良

稲の収穫にあたっては、この地方では雨や霧が多く、湿度が高く、日照率が低いため、稲木いなぎをたててこれに刈稲の束を架かけて乾燥させ、更に脱穀作業は夜なべ作業として、稲木からとりおろした稲束を土間の中に入れ、「せんばこき」(かなごき)を使って稲こきをした。普通の農家では数台の「せんばこき」を所有しており、一人当り稲束を五束〜一〇束脱穀したが、一〇束こく人はよほどの元気者であったといわれる。老人は松の木の根を燃やして、かがりをたき、明かりを見せる仕事をしたともいう。足踏回転脱穀機を使用し、電燈の明かりで脱穀するようになるのは、大正の時代、第一次世界大戦後といつてよい。又、粃摺り作業には土臼(たうす)が使用されていたが、明

治後期には単式ゴムロール式も入ってきた。手押しのゴム臼から、石油発動機、電動機使用の複式ゴムロールがとって代って普及するのは昭和三、四年頃以降のことであった。

(なお明治時代における農業技術の改良と農政の展開、農村経済の推移、については、「兵庫県百年史」と「八鹿町史」が詳細に記述しているので、これを参照せられたい。)

浅倉村の兵庫県種畜場

兵庫県種畜場は、明治三十九年(一九〇六)四月一日、畜牛改良のため養父郡宿南村浅倉に設置されることとなり、起工式が行われた。種畜場用地は村奥の山の
中腹で、面積三四町步余。畜舎、倉庫、事務所、牧夫室、場長室、サイロ等の施設が建設され、一キロ奥から水道も布設された。県道より種畜場に至る道路も牛馬車が通行できるよう浅倉村負担で修繕整備された。

この種畜場設置の目的は、但馬牛の改良増殖にあったが、開場式は明治四十年四月十日に挙行され、同時に畜牛共進会が開催されている。

兵庫県は明治三十九年六月三十日、「兵庫県牝牛余勢種付規定」を定めたが、これにより各町村役場は、優良牝牛所有者に対して、余勢種付を出願するよう奨励している。兵庫県種畜場の種牝牛は、千葉県下総御料牧場産のブラウン・スイス種、三歳牛で、養父郡産牛組合借受種牝牛の異母弟に当る牛であった。

明治七年、豊岡県時代に、内務省勸業寮から短角種とデボン種の種牝牝牛を借り受け、七美郡兎塚村に設けた県営牧場で繁殖改良に着手し、ここに但馬牛と洋種牛との雑種牛を奨励した時代がはじまり、更に明治三十五年からはブラウン・スイス種の輸入奨励によるブラウン・スイス熱が高まったのである。しかしやが

て明治四十一年ごろから日露戦争後の不景気があらわれて、雑種牛の価格の暴落をみている。

この浅倉の種畜場では、県の買上げ牛と各組合からの委託牛の飼育も行ったが、夏季は美方郡熊次村の放牧場で放牧飼育を行なっている。

兵庫県は、明治四十五年に、淡路島の津名郡千草村に淡路酪農試験場を開設している。この淡路酪農試験場は、やがて大正九年に浅倉の種畜場と合併し、兵庫県種畜場但馬分場及び淡路分場と名称を改め、本場を飾磨郡高岡村に置くこととなった。それは「種畜」「種禽」の蕃殖育成を目的とする新たな畜産展開への重点の移行であった。

浅倉の但馬分場は、その後昭和四年に至り、交通不便、経費難、などの事情から、養父郡大蔵村に移転したが、種畜場開設の功労者田尻東一郎の功績を伝えるため、浅倉村では昭和十一年に「種畜場址碑」を建立している。

地主会の役割

日露戦争を契機にわが国の地方社会の再編成が進行し、日露戦争後には地方改良運動が政府の手により強力に推進されてゆくのであるが、青年会、婦人会、などとならんで、産業組合、納税組合などの組織化も全国的に進んでゆくのであって、資本主義経済社会の発展に伴って、個人主義思想や社会主義思想も抬頭する傾向が生じ、農村における地主対小作人の階級的対立も新らしい局面を迎え、地主階級は地主会、小作人階級は小作人組合と、それぞれ組織化の方向へ進んで行った。

地主会がとりあげた二大目的は、一は地主小作人関係の階級協調であり、一は農事の改良発達である。

農事の改良について、地主会が果たした役割は極めて顕著なものがある。そして、このことは、重要な小作人対策でもあった。次にその好例として、西気村の地主会の例を紹介しておこう。

「城崎郡西気村地主会規約」(明治三十九年二月制定)は次のような規定を含んでいる。

「第三条(目的)、本会ハ小作人ヲ善導シテ地主トノ關係ヲ円滑ニシ、農事ノ改良發達ヲ図ルヲ以テ目的トス。

第四条(事業)

- 一、農事改良ノ普及ヲ計ルコト
- 二、地主小作間ノ円滑ヲ計ルコト
- 三、小作料及ビ小作契約ニ関スル事項ヲ協定スルコト
- 四、善良ナル小作者ヲ表彰スルコト
- 五、農作物改良ノ模範地ヲ設ケルコト
- 六、病虫害駆除、予防ノ励行ヲ計ルコト
- 七、牛ノ飼養ヲ奨励スルコト
- 八、改良法実行ニ関シ、小作者ニ保険奨励ノ途ヲ講ズルコト
- 九、農事資本ノ融通ヲ計ルコト
- 十、風紀改善、勤儉貯蓄ヲ奨励スルコト」

そして、明治三十九年度より、次の事業の実行に着手した。

一、模範農場の設置。これは各大字部落で最大の地主が、自作の耕地で模範的に米作改良方法を全部実行して小作人に示すものとする。

二、共同苗代の設置。地主は土地の選定に便宜を与え、管理人の手当を支出する。

三、害虫の駆除、予防。害虫発生の場合、駆除予防は小作人の責任ですが、もしそのため石油などが必要なときは地主が経費を給与する。

四、牛の飼養の奨励。牛を飼養していない小作人には、個人又は数人連合させて低利の資金を貸与し牛を購入させる。

五、小作人の表彰。農事に勤勉熱心な小作人には、一大字に一人を選抜して賞品を与える。

このような諸施策の実施の効果は、著々とあらわれていった。大正期の、米騒動から小作争議への新局面を迎える時期にあたって、わが町が無風地帯であった大きな条件がここにみられるといえよう。